

発行元
 東電・柏崎刈羽原発差止め
 市民の会
 新潟市中央区新光町6-2
 TEL/FAX
 025-288-6611
 市民の会年会費 1,000円

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

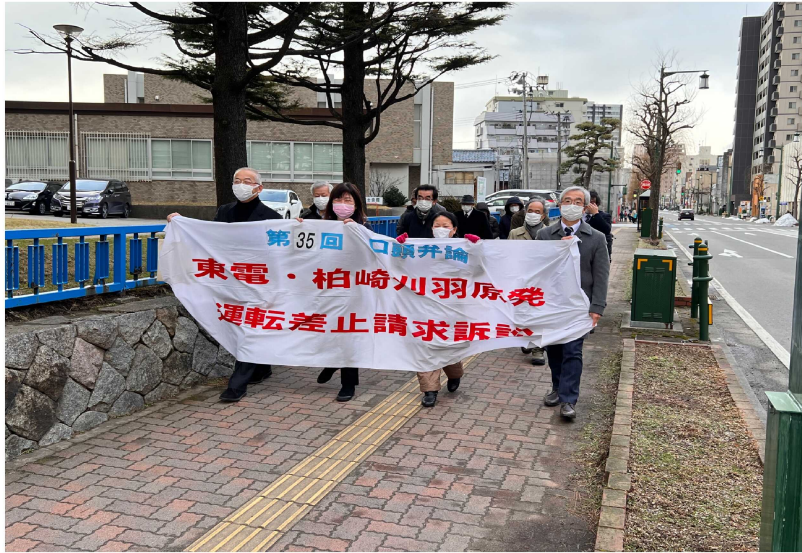
第35回口頭弁論

2022年1月31日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第35回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

原告の意見陳述

原告の意見陳述は柏崎在住の吉田隆介さんでした。吉田さんは「訴訟から10年

が経過するが、工事未完了箇所の発覚、IDの不正使用問題、核防護施設の損傷の長期放置、6号機の大物搬入建屋の基礎杭の破損、消火設備の不正溶接とその後の検査の不正等



新潟地裁まで入廷行動

が露見している。東電にそもそも原発を扱う資格がないことを示している」と述べました。「私の住む宮川は、海沿いの国道と県道両方に山が接しており、中越沖地震で両方の道路とも山の斜面が崩落して通行不能となり孤立した。昨年1月、大雪となり交通マヒの状態が1週間続いた。このような時、重大な原発事故が起き、避難することになった場合にどうしたらいいか、不安な思いがした。このような現状を踏まえると実行性ある避難計画を立てることは不可能と思えてならない」と強調しました。

本件原発の水素爆発対策の不備

伊東良徳弁護士は原告ら準備書面(92)で「本件原発における水素爆発対策の不備(その2)」について東電を追及しました。福島原発事故では1号機、3号機、4号機のオペレーティングフロア(最上階・福島では5階)より下の階で水素が発生しました。東電は水素爆発の対策で本件原発に水素除去装置を設置しましたが、オペレーティングフロア(本件原発では4階)に水素除去装置を設置しました。被告東電は下層階に漏洩した水素はダクトを通じてオペレーティングフロアに移行し、下層階では滞留・爆発はしないと主張しています。下層階に水素除去装置を設置しないことは問題であり、伊東弁護士は「福島原発事故で起こったことから目を背け、解析では起こらないと言い張る被告の姿勢はあまりに不合理」と訴えました。

避難計画の不備

五十嵐亮弁護士は原告ら準備書面(93)で避難計画の問題について訴えました。水戸地裁では避難計画の不備を理由に東海第2原発の運転を認めませんでした。水戸地裁判決では、深層防護の第5層、実現可能な避難計画が策定され、実行しうる体制がなければ、人格権侵害の具体的危険があるとされています。被告東電は、中越沖地震でも東日本大震災でも情報伝達に不備があり、正確性にも欠いています。五十嵐弁護士は「こうした問題があ

る以上、避難計画の実効性はなく、本件原発の稼働を許してはならない」と訴えました。

被告の回答拒否

被告東電は、地下水浸透現象の回答について、原告の求めを拒否しています。高野義雄弁護士は、新潟地裁が速やかに被告東電に回答を行うよう命令すべきだと訴えました。東電は「本件原発の地下水浸透事象が発生した事実は本件原発の主要建屋の耐震性能に影響を及ぼすものでない」と述べています。そのような東電の一方的な主張で回答を拒否することは不合理です。新潟地裁は被告東電に直ちに回答するよう命令すべきです。



古町で街宣をする弁護団の近藤正道弁護士

市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で毎回街頭宣伝行動を行っています。今回は、約10人でチラシ配布とマイク街宣を行いました。次回の口頭弁論期日前にも街宣を予定します。決まり次第フェイスブックにアップして、メールにてご案内します。

昨年4月から始まった「東京電力・柏崎刈羽原発の『設置許可取り消し』を求める」署名は、全国で署名に取り組んでおり、現在、39万筆を集約しています。新潟県内を中心に、取り組んでいる「原発再稼働の是非を県民が決める署名（県民が決める署名）」は、インターネット署名を含め7万5千筆を集約しています。最終集約が3月末までとなっています。署名の提出行動は4月に予定されており、皆様の最後までの取り組みをよろしくお願います。

第36回口頭弁論期日のご案内

日時：2022年3月28日（月）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2022年3月22日（火）午後5時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

カンパ歓迎

今回も上記2つの署名にカンパのご協力をお願いします。

☆郵便振替口座

00500-6-96752

☆ゆうちょ銀行

○五九（ゼロゴキユウ）店 当座預金 96752

口座名称

いのちとふるさとの会（イノチトフルサトノカイ）